

菊池川流域治水協議会 規約

(設置)

第1条 「菊池川流域治水協議会」(以下「協議会」)を設置する。

(目的)

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、菊池川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第1項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者の参加を協議会に求めることができる。

(幹事会)

第4条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2に掲げる職のある者をもって構成する。

3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 幹事会は、河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策に関する情報交換、対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

5 幹事会は、第2項によるもののほか、構成員以外の者を幹事会に出席させ、意見を求めることができる。

(事務局)

第5条 本協議会の事務局を菊池川河川事務所に置く。

(協議会の実施事項)

第6条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

1 菊池川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。

2 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。

- 3 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
- 4 その他、流域治水に関して必要な事項。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第9条 本規約は、令和2年7月31日から施行する。

別表 1

玉名市長
山鹿市長
菊池市長
熊本市長
玉東町長
和水町長
南関町長
大津町長

熊本県 河川課長
国土交通省九州地方整備局 菊池川河川事務所長

別表 2

玉名市 防災安全課長
山鹿市 建設課長
菊池市 土木課長
熊本市 河川課長、危機管理防災総室副室長
玉東町 建設課長
和水町 建設課長
南関町 建設課長
大津町 建設課長

熊本県 河川課 審議員
国土交通省九州地方整備局 菊池川河川事務所 技術副所長